

○安来市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金交付要綱

令和元年11月25日

告示第54号

改正 令和3年7月29日告示第140号

令和4年1月24日告示第8号

令和5年3月20日告示第36号

(目的)

第1条 市は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に居住する住宅所有者に対して、住宅補強支援事業を実施することにより、安全な住宅の建設を促進し、土砂災害から市民の生命及び身体を保護し、土砂災害防止対策の推進を図ることを目的として、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により島根県知事が指定する区域をいう。

(2) 補強工事 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に規定する構造方法に基づく外壁等の工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、補強工事を行う住宅の所有者であって、市税の滞納がないものとする。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、土砂災害特別警戒区域内に存する居住の用に供する住宅（一戸建て住宅、長屋、共同住宅及び店舗等の用を兼ねるものを含む。）であって、現に居住の用に供しているもの

とする。

(補助金額等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額等は、別表に定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金交付の対象となる事業は、補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに第9条の実績報告をする見込みのものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手しようとする日の10日前までに、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 図面（土砂災害特別警戒区域告示図書の区域図で位置を示したものの、平面図、横断図、構造図等（補強工事の内容を確認できるもの））
- (2) 契約書又は見積書（内訳明細書を含む。）の写し
- (3) 補強工事及び既存建物の解体等に要する経費の算出根拠
- (4) 特別警戒区域外へ移転できない理由を記載した書面
- (5) 申請者の住民票
- (6) 市税の滞納がない旨を証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類等

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金変更等決定（却下）通知書（様式第4号）により、補助事業者はその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業実績報告書（様式第5号）を市長に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（1） 請求書及び領収書の写し

（2） 工事写真（着工前、施工中、完成後において、補強工事の内容を対比できるもの）

（3） 完成図面（平面図、横断図、構造図等（補強工事の内容を確認できるもの））

（4） その他市長が必要と認める書類等

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助事業者は、前条の補助金の額の確定通知を受けた場合は、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金請求書（様式第7号）により市長に対して補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消し等を行ったときは、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金取消通知書（様式第8号）により補助事業者
に通知するものとする。

（補助金返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該
取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、
土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金返還命令書（様式第9号）によ
り期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命じるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその
額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その超える額の返還を
命ずるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月29日告示第140号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従
前の様式によることができる。

附 則（令和4年1月24日告示第8号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年1月24日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従
前の様式によることができる。

附 則（令和5年3月20日告示第36号）

この告示は、令和5年3月20日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金額	補助限度額
補助対象住宅の補強工事の実施に要する設計費（建築確認申請費用を含む。）	補助対象経費の23%以内の額	100,000円
補助対象住宅の補強工事に要する費用	補助対象経費の23%以内の額	1,100,000円
補助対象住宅の解体費及び補助対象住宅の補強工事に要する解体費	補助対象経費の23%以内の額	500,000円

備考

- 1 補助対象経費に対してこの補助金と同様の趣旨の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費の額は、当該他の補助金等の額を控除した額とする。
- 2 補助対象経費の区分ごとに補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、補助金額は、これを切り捨てた額とする。